

【NOMA行政管理講座(大阪)開催のご案内】

# 公文書管理法と個人情報保護法及び 情報公開法をめぐる法実務と対応策

拝啓 時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

本会の事業活動には、平素より格別なご支援ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、各地の自治体において、情報公開についての制度化条例化が進むとともに、情報公開審査会答申や判例も集積されてきています。それに伴い、情報公開をめぐる行政運営上の問題は多岐にわたりさらに複雑な紛争も増えてきています。

さらに、平成17年に行政機関個人情報保護法や独立行政法人等個人情報保護法が全面施行となり、個人情報保護についての判例は拡大期に入っていますが、法の過剰解釈による弊害もでてきており、平成25年には共通番号法の施行、個人情報保護法の改正が続く中、地方自治体においては、法律の正しい理解が不可欠となっております。

そこで本講座では、まず公文書の保存義務等により、近年注目を集め、森友・加計問題を通じて広く知られるようになった公文書管理法の概要とこれを参考とする公文書管理条例のモデル案について解説したうえで、情報公開法と行政機関個人情報保護法をめぐる法実務と対応策を、判例と答申を中心として詳解いたします。

また、個人情報保護法の改正と番号法の施行についても詳解いたします。

時節柄、ご多忙とは存じますが、この機会に関係者の方々のご参加をおすすめ申し上げます。

敬 具

記

日 時： 2019年6月11日(火) 13:00～17:00  
6月12日(水) 9:30～16:00

会 場： 本会専用教室 (大阪市西区鞆本町1-8-4)  
大阪科学技術センタービル内)

講 師： 弁 護 士 三 宅 弘 氏

参加料 (負担金)	参加料	消費税	合計
本会会員(1名)	29,000円	2,320円	31,320円
一 般(1名)	32,000円	2,560円	34,560円

※銀行振込の手数料は貴団体にでご負担ください。

申込方法： 裏面の参加申込書に必要事項をご記入のうえ、郵送またはファクシミリ送信にて、下記へお申込みください。折り返し参加券と振込銀行・口座名を記載した請求書を連絡ご担当者宛にお送り致します。(参加申込は参加券の発送にて確認させていただきます。不着の場合は必ず前日までに電話でご確認ください。)

なお、参加料は開催日までにご納入賜りますようお願い致します。  
・電話予約も受付けます。(この場合では後から申込書をご送付ください。)  
・領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきますのでご了承ください。  
・参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。  
・お納めいただいた参加料は、原則として返却いたしかねますので、参加申込の方がご都合の悪い場合は、代理の方にご出席いただきますようお願い致します。

キャンセル： 開催日の3営業日前～前日のキャンセルは受講料30%、開催当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡なくご欠席の場合でも、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

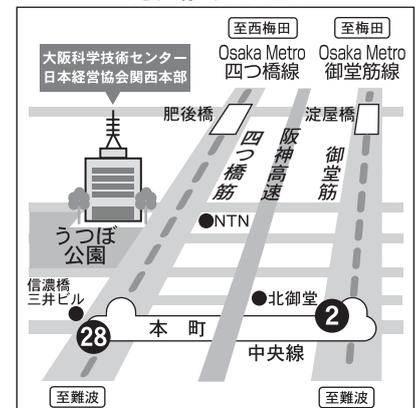
ご 宿 泊： ご参考までに会場周辺のホテルを下記のとおりご案内申し上げますので、必要な場合は直接ホテルへお早めにお申込(予約)ください。(※本会では宿泊手配(予約)はいたしておりません。)\*宿泊料は変更になる場合がございます。

ホ テ ル 名	宿 泊 料 ( シ ン グ ル )	交 通	ホ テ ル 電 話
リーガ中之島イン	9,000円(税・サ込)日本経営協会優待料金	会場より徒歩10分	06-6447-1122
ハートンホテル西梅田	8,500円(税・サ込)日本経営協会優待料金	JR大阪駅より徒歩5分	06-6342-1111

お申込み  
お問合せ先： 一般社団法人 日本経営協会 関西本部 企画研修グループ (担当：原)

〒550-0004 大阪市西区鞆本町1-8-4 大阪科学技術センタービル5階  
TEL 06(6443)6962(直通) FAX 06(6441)4319 URL <http://www.noma.or.jp>  
(※お問合せは、月～金曜日の9:15～17:15にお願い致します)

〈会場案内図〉



- 大阪方面よりお越しの場合
  - ▶ 四つ橋線「本町」駅下車(28号出口)北へ徒歩5分
- 新大阪方面よりお越しの場合
  - ▶ 御堂筋線「本町」駅下車(2号出口)西へ徒歩8分
- なんば方面よりお越しの場合
  - ▶ 四つ橋線「本町」駅下車(28号出口)北へ徒歩5分
  - ▶ 御堂筋線「本町」駅下車(2号出口)西へ徒歩8分

# ▶ プログラム ◀

## 1. 日本の情報公開・個人情報保護の歴史と現状

- (1) 地方自治体
  - ・情報公開条例→本人情報開示請求権
  - ・電子計算機処理個人情報→マニュアル情報を含む、個人情報保護制度
- (2) 国—情報公開法
  - ・「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」
  - ・独立行政法人等情報公開法
- (3) 国—個人情報保護法
  - ・「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律」
  - ・住民基本台帳法改正
  - ・個人情報保護法（民間病院・公立病院への適用）
  - ・行政機関個人情報保護法（国立病院への適用）
  - ・独立行政法人等個人情報保護法（独立行政法人等病院への適用）
  - ・社会保障・税共通番号法
- (4) 国—公文書管理法
  - ・公文書管理法全面施行、行政文書管理ガイドライン

## 2. 公文書管理法と公文書管理条例モデル案の解説

- (1) 公文書管理法制定の背景—有識者会議報告から閣法提案まで
- (2) 日弁連の法案修正意見
- (3) 公文書管理法の法案修正と意義
  - ・目的規定
  - ・意思決定過程文書の作成義務
  - ・廃案についての内閣総理大臣の同意
- (4) 積み残しの主な課題
  - ・文書の対象範囲
  - ・公文書管理に関する機関
  - ・IT化への対応
  - ・特定歴史公文書等の利用請求権と利用拒否事由
- (5) 公文書管理条例の制定への展望
- (6) 行政文書管理ガイドラインと2017改正—保存期間1年未満文書と電子文書の扱いなど

## 3. 情報公開法の運用

- (1) 意義、評価
- (2) 内容と論点
  - ・説明義務と知る権利
  - ・何人にも開示請求権を付与
  - ・組織共用文書・電磁的記録
  - ・個人識別情報とプライバシー保護
  - ・法人からの非公開条件付任意提供情報
  - ・防衛・外交・犯罪捜査等についての支障を行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
  - ・合議制機関等の情報の実質的審査—率直な意見交換は意思決定の中立性を不当に損なうか
  - ・行政運営事務事業の性質上支障を及ぼすおそれのある情報—「おそれ」は高度の蓋然性
  - ・「原則開示の基本的枠組」（要綱案の考え方）と部分開示義務
  - ・第三者に対する意見書提出の機会の付与
  - ・開示請求に係る手数料と開示の実施に係る手数料
  - ・情報公開審査会による不服申立て
  - ・インカメラ審査とヴォーン・インデックス
  - ・文書管理と文書不存処分
  - ・インターネットによる情報提供の充実
  - ・地方公共団体の情報公開

## 4. 情報公開法施行後4年目の見直し

## 5. 情報公開条例・個人情報保護条例をめぐる判例の動向

- (1) 情報公開条例についての判例の動向
  - ・大阪府水道局食糧費情報公開訴訟
  - ・大阪府知事交際費情報公開訴訟
  - ・千葉県公務員旅行命令票情報公開訴訟
  - ・千葉県知事交際費情報公開訴訟
  - ・静岡県知事交際費情報公開訴訟
  - ・あい川ダム開発資料情報公開訴訟
  - ・農業健康茶情報公開訴訟
  - ・帝京大学決算書類情報公開訴訟
  - ・公共事業用地買収土地鑑定評価書情報公開訴訟
  - ・逗子市監査記録情報公開訴訟
  - ・積算内訳書情報公開訴訟
  - ・奈良県食糧費情報公開訴訟
  - ・東海環状道関連情報公開訴訟
  - ・愛知万博をめぐる食糧費支出に関する予算執行書等情報公開訴訟
  - ・内閣官房報償費情報公開訴訟など

- (2) 情報公開法についての判例・答申の動向
  - ・国立病院医療事故報告不開示決定事件
  - ・原子力発電経済性試算根拠不開示決定事件
  - ・血液製剤フィブリノゲン納入先不開示決定事件など

## 6. 個人情報の保護に関する法律

- (1) 総則（第1条、第2条）
- (2) 基本理念（第3条）
- (3) 国及び地方公共団体の責務等（第4条～第6条）
- (4) 個人情報の保護に関する基本方針（第7条～第14条）
- (5) 個人情報取扱事業者の義務（第15条～第35条）
- (6) 匿名加工情報取扱事業者等の義務（第36条～第39条）
- (7) 個人情報保護委員会による監督等（第37条～第46条）
- (8) 民間団体による個人情報の保護の推進（第47条～第58条）
- (9) 個人情報保護委員会（第59条～第74条）
- (10) 雑則（第75条～第81条）
- (11) 罰則（第82条～第88条）
- (12) 附則（1条～12条）

## 7. 行政機関等個人情報保護法

- (1) 法目的（第1条）
- (2) 対象機関（第2条）
- (3) 対象情報（第2条）
- (4) 利用目的の制限（第3、第4条）
- (5) 取得制限の取扱い
- (6) 利用及び提供の制限（第8条）
- (7) 正確性の確保（第5条）と安全確保等（第6条）
- (8) 個人情報ファイルの保有等に関する事前通知（第10条）
- (9) 個人情報ファイル等の作成及び公表（第11条）
- (10) 開示（第12条～第26条）
- (11) 訂正等（第27条～第35条）
- (12) 利用停止等（第36条～第41条）
- (13) 審査請求等及び苦情処理並びに訴訟（第42条～第44条、第48条）
- (14) 行政機関非識別加工情報の作成並びに提供等
- (15) 資料の提供及び説明の要求並びに意見陳述（第50条、第51条）
- (16) 地方公共団体との関係
- (17) 適用除外等（第45条）
- (18) 関係法令との調整
- (19) 独立行政法人等
- (20) 罰則（第53条～第57条）
- (21) 行政機関個人情報保護法の改正の動向

## 8. 個人情報保護条例をめぐる判例の動向

- (1) 個人情報保護制度についての判例の動向
  - ・レセプト情報開示請求訴訟
  - ・小学校児童要録非開示処分取消訴訟
  - ・住民基本台帳ネットワークに係る損害賠償請求訴訟
  - ・早稲田大学江沢民講演会名簿事件
  - ・個人情報保護法に基づく個人情報開示請求など

## 9. 社会保障、税共通番号法（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律）

- ・個人番号
- ・特定個人情報の保護等
- ・個人番号情報保護委員会
- ・法人番号
- ・個人番号カードなど

## 講師プロフィール

1953年	生まれ	みやけ ひろし
1978年	東京大学法学部卒業	弁護士 三宅 弘氏
1978年	筑波大学修士課程経営・政策科学研究科終了・法学修士	
1993年	高度情報通信社会推進本部個人情報保護検討部会委員	
1999年	行政機関等個人情報保護法制研究会委員	
2001年	第二東京弁護士会 副会長	
2005年	内閣府公文書管理委員会委員、特定歴史公文書等不服審査分科会会長	
2011年	第二東京弁護士会 会長	
2015年	公文書管理委員会特定歴史公文書等不服審査分科会会長	
2018年	現在	
	獨協大学 教授	
	【主要著作】	
	「情報公開法解説第二版」（共著）（三省堂、2003年）	
	「Q&A個人情報保護法解説」（編著）（三省堂、2003年）	
	「個人情報保護・管理・運用の実務」（共著）（新日本法規、2003年）	
	「情報公開を進めるための公文書管理法解説」（共著）（日本評論社、2011年）	
	「原子力情報の公開と司法国家—情報公開法改正の課題と展望」（日本評論社、2013年）	
	「新基本法コンメンタル 情報公開法・個人情報保護法・公文書管理法」（共著）（日本評論社、2013年）	

キ ..... リ ..... ト ..... リ ..... 線

FAX(06)6441-4319 一般社団法人 日本経営協会・関西本部（原）宛（この面をそのままFAXして下さい。）

NOMA「公文書管理法と個人情報保護法及び情報公開法をめぐる法実務と対応策」参加申込書（2347）		2019.6/11～12	
フリガナ 役 所 名 (団 体)	TEL	( )	
	FAX	( )	
所在地	〒		
フリガナ 参 加 者 氏 名	所属部課・役職名	担当経験年数	(該当にレ印をつけてください。)
		年 月	・参加料 <input type="checkbox"/> 会員（1名）31,320円
		年 月	<input type="checkbox"/> 一般（1名）34,560円
		年 月	所 属 _____
			ご連絡担当者 _____
今後、E-mailによる行政管理講座のご案内をご希望の方は、アドレスをご記入ください。		E-mail :	

(注)太ワクの中をご記入ください。※印は当協会記入欄です。(経験年数は、現在の部課での担当年数をご記入ください。)

〔※ 参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。〕

〔 ① 参加券や請求書の発送などの事務処理 ② セミナー・イベントなど本会事業のご案内(なお、②がご不要の場合は□にチェックしてください。—— □不要) 〕